

採決に際しての意見

委員

及び は、法制審議会少年法部会において示された、要綱（骨子）第一及び第二については、反対であるが、仮に要綱骨子通り採決されるとしても、以下の点について十分検討する必要があると考えている（なお、本意見は修正案を提案するものではない）。

1（1）被害者等による傍聴を許す判断基準について

単に「相当と認めるときは」とするのではなく、「第一条の目的に照らし相当と認めるときは」とすること。

理由：傍聴の可否を判断するにあたっては、被害者等の傍聴によって少年法の基本的な機能を損なうことのないよう十分留意する必要がある。

（2）傍聴の対象事件について

少年法第三条第一項第二号（触法事件）を除くこと。

理由：一般に少年については、被害者等の傍聴を認めることによる萎縮する可能性が一般的類型的に高いと考えるが、触法少年についてはその可能性がとりわけ高い。

要綱（骨子）第一の一の2を除くこと

理由：いわゆる過失犯については、少年審判制度の社会的信頼の確保という意味からは、故意犯とは類型を異にする。

要綱（骨子）第一の一の1及び2から傷害の結果にとどまる犯罪を除くこと

理由：死亡の結果が生じた事件とは、被害者の知りたいという利益には差があると考えられる他、要綱（骨子）にいう「傷害により生命に重大な危険が生じたとき」という要件があいまいであること。

2 被害者等による記録閲覧謄写について

閲覧謄写の対象について「当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）」とあるのを、「当該保護事件の記録（当該保護事件の非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。）に係る部分に限る。）とし、いわゆる法律記録のうち少年の身上経歴等プライバシーに関わる部分等については、被害者等による閲覧謄写の対象外とすること。

理由：いわゆる法律記録といえども、一定の範囲で少年のプライバシーに関する事項が記載されており、事案によっては捜査段階において実施された精神鑑定書等も含まれており、一定の範囲で閲覧謄写される可能性があるとする、記録が形骸化する可能性がある。

- 3 なお、被害者に対する配慮については、運用面について、関係する機関において、次のような配慮が必要であることを、あわせて強調しておきたい。
- (1) 運用上、裁判所をはじめとする関係機関による被害者に対する対応を一層改善し、早期の段階から被害者がサポートを受けられるよう系統的積極的な施策が必要であること。
 - (2) 被害者等による傍聴は、少年審判の基本的な機能を損なうおそれがあるので、その運用においては慎重な配慮が必要であること。

以 上